

増毛港プレジャーボートスポット利用者募集 (ノールマリーナましけ)

増毛町では、小型船舶(プレジャーボート)係留施設を整備し平成6年5月一部供用、平成8年4月全部供用開始し、使用者の募集を行っております。
収容能力は海上艇置場54隻、陸上艇置場28隻です。
また、トレーラーボート会員(準メンバー)用駐車場及び斜路もあり随時使用者を募集しております。



道内初の本格的公共マリーナ「ノールマリーナましけ」は、約60隻の係留棧橋を持ち、ゆったりとしたボートヤードや駐車場が確保されています。

プレジャーボートをイメージしたクラブハウスからは、日本海と増毛港の眺めを楽しむことができます。

海上艇置場 最大54隻収容可能



陸上艇置場 最大28隻収容可能



○増毛港プレジャーボートスポットの設置及び管理に関する条例

平成6年3月15日条例第1号

別表第1（第6条関係）

1 年間使用料

（1） 利用区分—海上艇置場、陸上艇置場

単位：円

全長（フィート）	海上艇置場	陸上艇置場
15以下	152,250	136,500
16	158,550	141,750
17	164,850	147,000
18	171,150	152,250
19	177,450	157,500
20	183,750	162,750
21	217,350	195,300
22	224,700	201,600
23	232,050	207,900
24	239,400	214,200
25	246,750	220,500
26	276,150	248,850
27	284,550	256,200
28	292,950	263,550
29	301,350	270,900
30	309,750	278,250
31	355,950	323,400
32	365,400	331,800
33	374,850	340,200
34	384,300	348,600
35	393,750	357,000
36	441,000	403,200
37	451,500	412,650
38	462,000	422,100
39	472,500	431,550
40	483,000	441,000

(2) 利用区分—その他の施設

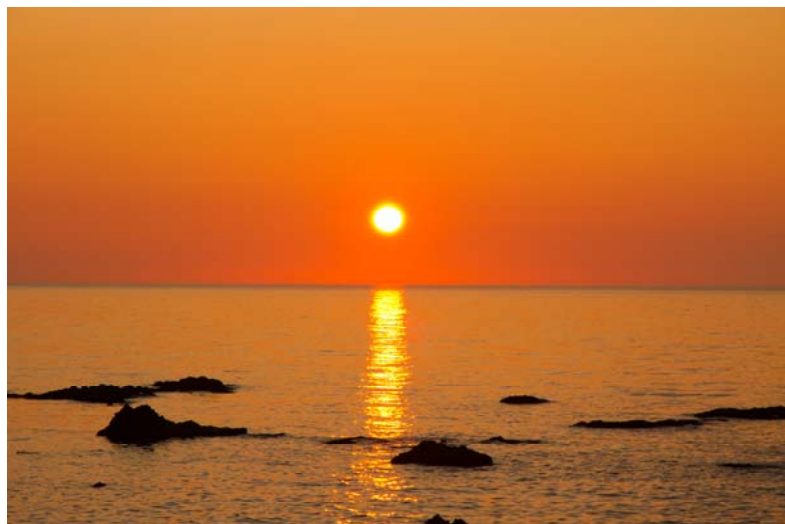
トレーラーボート用駐車場	
1日につき、1,050円	
船台	
小型ボート用 (30フィート未満)	中型ボート用 (30フィート以上40フィート未満)
1日につき、4,200円	1日につき、7,350円
上下架施設	
上架、下架1回につき、各々3,150円	

- 備考 1 使用料の算定基準期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、次年度以降も継続使用の場合には、初年度については許可日から当該年度の3月31日までの月割とする。
- 2 海上及び陸上艇置場使用料には、屋内管理施設（レストラン施設を除く）及びその他の施設（トレーラーボート用駐車場・船台を除く）使用料が含まれる。
- 3 艇の長さは、実測とし1メートルは、3.28フィートで計算する。ただし、1フィート未満の端数については、切り上げるものとする。

2 臨時的使用の場合の使用料

利用区分	内訳		
屋内管理施設	シャワー	1回につき、210円	
	ロッカー	1回につき、210円	
海上艇置場	1日、1フィートにつき、158円		
陸上艇置場	1日、1フィートにつき、158円		
その他の施設	トレーラーボート用駐車場		
	1日につき、1,050円		
	船台	小型ボート用 (30フィート未満)	1日につき、4,200円
		中型ボート用 (30フィート以上40フィート未満)	1日につき、7,350円
	上下架施設		
上架、下架1回につき、各々3,150円			

- 備考 1 艇の長さは、実測とし1メートルは、3.28フィートで計算する。ただし、1フィート未満の端数については、切り上げるものとする。
- 2 海上及び陸上艇置場使用料には、その他の施設（トレーラーボート用駐車場・船台を除く）使用料が含まれる。
- 3 斜路のみ使用の場合は、1回の上下架につき、1,050円の使用料を徴収する。



申し込み・お問い合わせ

〒077-0206

増毛郡増毛町中歌766番地

増毛港プレジャーボートスポット事務所(ノルマリ-ナましけ)

[TEL:0164-53-3939](tel:0164-53-3939)

FAX:0164-53-3737

このページに関するお問い合わせ先

〒077-0292

増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地

増毛町役場建設課管理係

[TEL:0164-53-1115](tel:0164-53-1115)

FAX:0164-53-2348